

千葉県バドミントン協会規約

第1章 名称及び事務局

(名 称)

第1条 本会は、千葉県バドミントン協会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を会長指定の場所に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、千葉県に於けるバドミントン競技の健全な普及、発展を図り、
以って県民の健康増進と体力の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種競技会の開催
- (2) 各種講習会の開催
- (3) 競技力の向上
- (4) 各種の会議及び競技会への役員及び選手の派遣
- (5) 県下の協会及び連盟への指導、助言
- (6) 功労者及び優秀選手等の表彰
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第3章 加盟及び組織

(加 盟)

第5条 本会は、公益財団法人日本バドミントン協会及び関東バドミントン連盟
に加盟する。

(組 織)

第6条 本会は、本会の主旨に賛同する下記の者を以って組織する。

- (1) 郡市バドミントン協会
- (2) 千葉県学生バドミントン連盟
- (3) 千葉県高等学校体育連盟バドミントン専門部
- (4) 千葉県小中学校体育連盟バドミントン専門部
- (5) 千葉県小学生バドミントン連盟
- (6) 千葉県レディースバドミントン連盟
- (7) 千葉県社会人クラブバドミントン連盟
- (8) 千葉県実業団バドミントン連盟
- (9) 千葉県教職員バドミントン連盟

第4章 登録及び資格

(登録)

- 第7条 1、本会に加入する会員は、下記の区分により登録をしなければならない。
- (1) 連盟登録者 ; 第6条の各組織に加入する会員
 - (2) 役員等 ; 本会役員、資格保持者等として登録する会員
 - (3) その他登録者 ; (1)以外で登録を希望する会員
- 2、会員は、毎年度ごとに所定の登録用紙に必要な事項を記入のうえ、登録料を添えて登録しなければならない。
- (1) 一般 1000円
 - (2) 高校生 600円
 - (3) 中学生 200円
 - (4) 小学生 200円
- 3、本会に加盟する第3章第6条の各組織は、毎年度ごとに所定の登録用紙に必要な事項を記入のうえ加盟登録料を添えて登録しなければならない。
- (1) 加盟登録費 10,000円
- 4、本会からの除名は、理事会の決議による。

(資格)

- 第8条 1、本会へ登録を希望する者は、千葉県在住又は在勤・在学でなければならない。
- 2、本会へ登録を希望する者は、本県内での他連盟との二重登録は認めない。
- 3、役員、代議員及び専門委員会委員は、本会の登録者でなければならない。また、学生は第6条(2)、高校生は(3)、中学生は(4)、小学生は(2)の連盟を通して登録をしなければならない。
- 4、本会へ加盟登録する各郡市協会は、各郡市体育協会に所属していなければならない。
- 5、国民体育大会ふるさと選手制度の活用者とは、予め所定の方法にて「ふるさと」の登録を完了した者を言い、第4章第8条の1, 2, 3を満たさなくとも本会への登録を認めるものとする。

第5章 機関

(機関)

- 第9条 本会に、次の機関を置く。
- (1) 総会
 - (2) 理事会
 - (3) 専門委員会

第6章 役員等の任務・選出

(役員)

第10条 本会は、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1名 |
| (4) 副理事長 | 若干名 |
| (5) 事務局長 | 1名 |
| (6) 理事 | 若干名 |
| (7) 監事 | 2名 |

(名誉会長、顧問及び参与)

- 第11条 1、本会は、必要に応じ総会の決議を経て、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。
- 2、顧問及び参与は、会長の諮問に応じる。

(役員の仕事)

- 第12条 1、会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2、副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はその仕事を代行する。
- 3、理事長は、総会及理事会の決議に基づき会務を執行する。
- 4、副理事長は、理事長を補佐し理事長事故ある時はその会務を代行する。
- 5、理事は、理事会を組織し総会及び理事会の委任事項及び会務をする。
- 6、事務局長は、本会の事務を行う。
- 7、監事は、本会の業務及び財務を監査する。

(役員を選出)

- 第13条 1、会長及び副会長は、理事会に於いて推薦し総会で決定する。
- 2、理事長は、理事会に於いて理事の中から推薦し選考し会長が委嘱し総会で決定する。副理事長は、理事長が推薦し理事会にて決定する。出身母体の後任理事については、必要に応じて選任することができる。
- 3、理事は、加盟する組織の代表者1名とする。但し登録人員が1,000名を超える組織については2名とする。
- 会長推薦者は若干名とし、理事の総数は20名を超えないものとする。
- 4、事務局長は、理事会において推薦し、会長が委嘱し総会で決定する。
- 5、監事は、理事会の推薦を受け総会に於いて決定する。

(代議員の仕事)

第14条 代議員は、総会の審議事項を審議する。

(代議員を選出)

第15条 代議員は、加盟する各連盟の推薦者2名と郡市協会の推薦者各1名とする。

(任 期)

第 16 条 役員等の任期は全て、選任後 2 年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定期総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し補欠による役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第 7 章 会 議

(会 議)

第 17 条 1、総会は、定期総会（毎年 4 月）及び臨時総会とする。
2、総会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、事務局長、代議員及び監事で構成し、次の事項を審議する。
(1) 予算及び決算
(2) 事業の計画及び報告
(3) 規約の改定
(4) 役員を選出
(5) 登録料の決定
(6) その他重要事項

(理事会)

第 18 条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、事務局長及び監事を以て構成、第 17 条及び第 25 条の必要事項を審議し執行する。

(専門委員会)

第 19 条 1、専門委員会は、担当理事及び専門委員を以て構成する。
2、専門委員会は、専門事項について協議し、重要事項は理事会に諮問し承認を得る。
3、専門委員会は、理事会の委任を受けた事項等について執行する。
4、専門委員長は、理事会において推薦し総会で決定する。
5、専門委員会の規程は別に定める。

(会議の招集)

第 20 条 会議は、次のとおり招集する。
1、総会は、毎年 1 回会長がこれを招集する。但し会長が必要と認めたときは、臨時にこれを招集することができる。
2、理事会は、必要に応じ理事長がこれを招集する。
3、専門委員会は、各委員長が必要に応じこれを招集する。

第8章 議長及び決議

(議長)

- 第21条 1、総会の議長は、会長がこれに当たり会長不在の時は出席した構成員のなかから選出する。
- 2、理事会は、理事長がこれに当たる。
- 3、専門委員会は、各専門委員会委員長がこれに当たる。

(決議)

- 第22条 本会の各機関は、構成員の2分の1以上の出席を以って成立し、決議は出席者の過半数を以って決定する。但し、出席数は委任状も含む。可否同数の場合は議長が決定する。

第9章 経費及び会計年度

(経費)

- 第23条 本会は、登録料、大会参加費、補助金、寄付金及びその他の収入を以ってこれに充てる。

(会計年度)

- 第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 委任事項

(委任)

- 第25条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会の決議を経て、会長が決定する。

- 付則 この規約は、昭和28年4月 1日より施行する。
- 改定 平成 元年7月22日より施行する。
- 平成14年4月27日より施行する。
- 平成17年4月16日より施行する。
- 平成21年4月 4日より施行する。
- 平成25年4月13日より施行する。
- 平成29年4月 9日より施行する。
- 平成31年4月 6日より施行する。
- 令和 2年5月15日より施行する。

専門委員会規程

- 第1条（目的） この規程は、千葉県バドミントン協会規約第19条に基づき、専門委員会について必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条（組織） 専門委員会は、次の通りとする。
- 1、総務委員会
 - 2、競技委員会
 - 3、審判委員会
 - 4、競技力向上委員会
 - 5、スポーツ医事科学研究委員会
 - 6、広報委員会
- 第3条（総務委員会） 総務委員会は、庶務及び経理に関する事項の処理に当る。
- 第4条（競技委員会） 競技委員会は、競技会開催等に関する事項の処理に当る。
- 第5条（審判委員会） 審判委員会は、競技会の審判と公認審判員の資格認定等に関する事項の処理に当る。
- 第6条（競技力向上委員会） 競技力向上委員会は、選手の強化育成及び技術の向上等に関する事項の処理に当る。
- 第7条（スポーツ医事科学研究委員会） スポーツ医事科学研究委員会は、医科学的な見地から内外全般に関する事項に当る。
- 第8条（広報委員会） 広報委員会は、バドミントン競技に関する情報等の公開、ホームページの管理等に関する事項の処理に当る。
- 第9条（選出方法） 担当理事、委員長及び副委員長を置き、委員長は理事会において推薦し総会で決定する。副委員長、委員は委員長が任命する。
- 第10条（職務）
1. 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長に当る。
 2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その任務に当る。
- 第11条（任期）
1. 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
 2. 委員は、任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を遂行する。
- 第12条（特別委員会） 1、特別の事情等により、会長の諮問により招集、開催する。委員会の構成、委員の任命は理事会で協議して決定する。

附 則 この規程は、昭和28年4月 1日より施行する。
改訂 平成 元年7月22日より施行する。
平成14年4月27日より施行する。
平成15年4月20日より施行する。
平成17年4月16日より施行する。

平成21年4月 4日より施行する。

平成25年4月13日より施行する。

平成29年4月 9日より施行する。

平成31年4月 6日より施行する。

令和 2年5月15日より施行する。

千葉県バドミントン協会表彰規程

(目 的)

第一条 本規程は、千葉県バドミントン協会の発展のために顕著の功績のある団体及び個人を表彰すること及び外部団体への表彰推薦を目的とする。

(範 囲)

第二条 表彰は、会員及び加盟団体において、バドミントンの普及振興に功績のあった者並びに技能記録等の優秀な者に授与する。又外部団体の表彰申請に対応するものとする。

(基 準)

第三条 前条の基準は別に定める。

(選 考)

第四条 別に定める基準により、理事会において審議し選考するものとする。

(候補者の推薦)

第五条 協会役員、各連盟が所定の様式にもとづき推薦するものとする。

(表彰の方法)

第六条 県協会の表彰は定期総会とするが、特例として加盟団体で行うことができる。

(改 廃)

第七条 本規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則 本規程は、平成17年4月 1日より施行する。
令和 2年5月15日より施行する。

表彰細則

1、千葉県バドミントン協会、功労賞 当該年度の該当大会での成績による。

1) (公財) 日本バドミントン協会主催大会三位までの入賞者

- ・全日本社会人バドミントン選手権大会
- ・全日本シニアバドミントン選手権大会
- ・全日本レディースバドミントン選手権大会
- ・全国高等学校バドミントン選手権大会
- ・全国中学生バドミントン選手権大会
- ・全国小学生バドミントン選手権大会
- ・全日本総合バドミントン選手権大会
- ・全日本教職員バドミントン選手権大会
- ・全日本ジュニアバドミントン選手権大会
- ・日本スポーツマスターズバドミントン競技
- ・全日本学生バドミントン選手権大会
- ・全日本学生バドミントンミックスダブルス選手権大会
- ・日本バドミントンジュニアグランプリ
- ・全国高等学校選抜バドミントン選手権大会
- ・全日本高等専門学校バドミントン選手権大会
- ・全国中学校バドミントン選手権大会
- ・全国小学生ABCバドミントン大会
- ・国民体育大会バドミントン競技
- ・全日本実業団バドミントン選手権大会
- ・全日本レディース（個人戦）バドミントン競技大会
- ・若葉カップ全国小学生バドミントン大会
- ・全国高等学校定時制通信制体育大会バドミントンの部
- ・全国社会人クラブバドミントン選手権大会（個人戦）
- ・全国社会人クラブ対抗バドミントン選手権大会（団体戦）

2) 関東バドミントン連盟主催大会一位入賞者

但し、小学生、中学生は三位までとする。

2、(公財) 日本バドミントン協会 顕讃賞 理事会で審議決定する。

3、(公財) 千葉県スポーツ協会 功労賞 理事会で審議決定する。

4、特別功労賞

国民体育大会、国際大会等で顕著な成績を収めたものを理事会で審議決定する。

5、その他

記念行事等の表彰については、バドミントン競技の育成振興のために功績のあった個人及び団体を、理事会で審議決定する。

千葉県バドミントン協会慶弔規程

(目 的)

第1条 規程は、千葉県バドミントン協会に於ける慶弔に関する事項を定めることを目的とする。

(範囲及び費用)

第2条 本会に於ける範囲、費用については下記に定める。

	香	典	花輪又は生花	弔	電
<u>「千葉県バドミントン協会」</u>					
協会役員本人の死亡	10,000円			一 基	
協会役員配偶者の死亡				一 基	
協会役員子息の死亡				一 基	
協会役員本人の両親の死亡				一 基	
<u>「(公財) 日本バドミントン協会」</u>					
(公財) 日本バドミントン協会役員の死亡				一 基	
<u>「関東バドミントン連盟」</u>					
関東連盟役員の死亡				一 基	
関東連盟役員の配偶者の死亡				一 基	
関東連盟役員の父母、子息の死亡					一 通
関東連盟傘下の役員の死亡					一 通

(その他)

第3条 上記規定によるほか特に会長が認めた時は都度決定する。